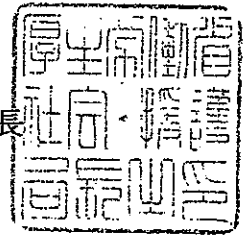




社援発1006第13号
平成21年10月6日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長



「社会福祉施設等施設整備費（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）
補助金に係る財産処分の取扱いについて」の一部改正について

標記については、平成17年10月5日社援発第1005017号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）補助金に係る財産処分の取扱いについて」により行うこととされているが、今般、同通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成21年4月1日から適用することとしたので、貴管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。



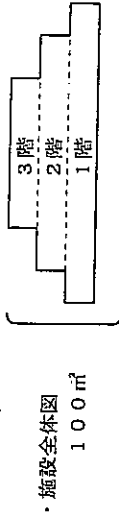
<参考充当額の算定例>

◎例1 間接補助の場合

- (1) 残存価格 800千円-①
- (2) 解体撤去費総事業費 1,000千円-②
- (3) 解体撤去工事費基準額 750千円-③
- (4) 設置者実負担額 (②-③)
- (5) 建築費用充当額 1,000千円-750千円= 250千円-④

$$\begin{aligned} \text{充当額} &= (800\text{千円} - 250\text{千円}) \times \frac{\text{補助財産の国庫補助額}}{\text{補助財産の総事業費}} \\ &= 550\text{千円} \times \frac{\text{補助財産の国庫補助額}}{\text{補助財産の総事業費}} \end{aligned}$$

◎例2 増築があった場合 (面積拡分を用いて算出する場合) 【施設の概要】



- ・施設全体図
- ・1階部分 30年前創設 (自己資金) 50㎡ 総事業費A円
- ・2階部分 20年前増築 (民間補助) 30㎡ 総事業費B円 (補助b千円)
- ・3階部分 10年前増築 (国庫補助) 20㎡ 総事業費C円 (補助c千円)

- (1) 残存価格 500千円 ①
- (2) 解体撤去費総事業費 1,000千円 ② (うち3階部分は150千円)
- (3) 解体撤去工事費基準額 675千円 ③
- (4) 設置者実負担額 (②)×面積比率-④×面積比率 ④
- 1,000千円×20㎡/100㎡-675千円×20㎡/100㎡
- = 200千円-135千円=65千円 ⑤
- (5) 建築費用充当額

$$\begin{aligned} \text{充当額} &= (150\text{千円} - 65\text{千円}) \times \frac{\text{国庫補助額 (c千円)}}{\text{総事業費 (C円)}} \\ &= 85\text{千円} \times \frac{\text{国庫補助額 (c千円)}}{\text{総事業費 (C円)}} \end{aligned}$$

ただし、増築があったとしても国庫補助事業で建築された部分の解体撤去費用が別棟になっている等の理由で把握できるときには、この計算例によらないものとする。